

# 山口県医師会報

発行所 山口県医師会  
〒 753-0811 山口市大字吉敷 3325-1  
083-922-2510  
編集発行人 藤原淳  
印刷所 大村印刷株式会社  
定価 220 円 (会員は会費に含め徴収)

平成 16 年 6 月 1 日号

1713



しゃくなげ

尼崎 辰彦 撮

今月の視点「学校・地域保健連携事業計画」	366
第 148 回定例代議員会<詳報>	369
理事会	378
平成 16 年度春季県ドクターズテニス大会	381

日医 FAX ニュース	368
勤務医部会「女医のすすめ」	382
お知らせ・ご案内	383

ホームページ <http://www.yamaguchi.med.or.jp>  
メールアドレス [info@yamaguchi.med.or.jp](mailto:info@yamaguchi.med.or.jp)

## 今月の視点

### 学校・地域保健連携事業計画

常任理事 浜本 史明



大正から昭和戦前まで学校医は直接府県知事から任命され、同じ知事任命の学校長と同等の権威があり、学校医の発言は極めて尊重された。戦後昭和 33 (1958) 年までは学校医関係の法律は放置され 13 年の空白期間を経験することになる。その期間、学校医は単なる学校長の助言者・補助者としての位置にとどまらせることとしている。教員の中から保健主事が選任され、学校保健計画を作成することになり、この段階で始めて学校医が参画することになる。新しい学校医制度が法制化されたのは、昭和 33 (1958) 年成立の学校保健法においてであった。この時初めて学校医の設置が法律事項として制定され、戦前並に復帰した。第 16 条に「学校には学校医を置くものとする」とある。地位としては地方公務員法上の非常勤嘱託員であって、市町村教育委員会から嘱託されるといった軽い身分で扱われることとなった。従来学校衛生の中心は学校医であるとして重んじられてきた超越的・勧告的位置を失って、従属的、請け負いの機能に転落してきた。

日本医師会編「学校医の手引き」  
学校医制度の歴史より

現在の学校が抱えている問題は山のようにある。ここでは学力の低下等の問題は提起しないが、不登校を始め、いじめ、極端な例では長崎での事件や神戸の酒鬼薔薇聖斗の事件等、15 歳未満での殺人事件がある。わが国における少年による殺人は、人口当たりの比較においてアメリカの 15 分の 1、ドイツの 6 分の 1、英国の 5 分の 1 で、触法少年の再犯率も 25% 前後と、先進諸国と比較して決して高くはない。

ここで 2004 年「日本子ども資料年鑑」からデータを抜粋してみる。

初交経験累積率の年次変化をみると、2002 年に女子高校生の比率がはじめて男子を上回った。そして、その比率も高く高校 3 年の女子で 45.6% と半数に近い。ということは、人口妊娠中絶、性感染症、あるいは若年出産など、子どもを守り育てる立場からすると大きな課題を与えられている。15 歳以上 20 歳未満女子千人当たりの人工妊娠中絶の実施率は、昭和 55 (1980) 年に 4.7% と増加傾向にあり、昭和 60 (1985) 年に 6.4%、平成 11 (1999) 年に 10.6%、平成 14 (2002)

年に 12.9% となっている。平成 14 年度調査の高校生の避妊実行率をみると、「場合による」43.7%、「いつもしていない」8.3% であり、身体と心を守るために性感染症の予防を含め、避妊の重要性を認識させたい。性感染症の報告では、性器クラミジア感染症が平成 8 (1996) 年から増加し、さらに他の感染症より報告数が高い。HIV 感染者の年次推移では、平成 8 年から 20 ~ 29 歳と総数で増加しはじめ、平成 13 年の数値は急増している。

警察が関与した校内暴力事件は 2 年間連続して、前年度と比較して約 20% 減少しているが、登校拒否、不登校の児童は平成 2 年頃より急増し、全児童数に対する割合は中学生で約 2.7% となる。その中で、なにをしてほしいかというアンケートでは、小学生で、あそび・非行の児童の約 50% が助けてほしい、無気力の児童の約 32% が助けてほしい、不安などの情緒混乱の児童の約 45% が助けてほしいと答えている。中学生では同じ質問で、それぞれあそび・非行の生徒の約 17% が助けてほしい、無気力の生徒の約 25% が助けてほしい、不安などの情緒混乱の生徒の約 33% が助けてほしいと答えている。

不登校の生徒だと思っていたら、実は虐待であったという悲しい事件があったことも記憶に新しい。虐待や暴力の連鎖はこれからも増加してくる可能性が高い。これら問題行動を起こす要因は多々あるが、教育の基本は家庭であり、その社会的環境にある。しかし、いかなる家庭に養育されても子どもたちは学校にきて、義務教育を受けることになる。そこで、子ども達の健康状態や、心の健康状態を把握していかなければならない。当然学校医は養護の先生や校長先生と密に連携して、子ども達からのサインを見落としはならな

い。昨年より小・中学の児童生徒が受けていたツ反・BCG が廃止となり、年 1 回の健康診断くらいしか学校医は子ども達に接する機会がなくなってきた。

平成 14 年の郡市医師会学校医担当理事協議会で提出した議案がある。「学校保健に関する研修会等の講師名簿作製について」という議案で、学校で児童生徒に専門分野を分かりやすく教えることのできる先生を、各郡市医師会に依頼し講師の名簿作製を考えていたが、現場からの要請が無く現在は頓挫したままである。

日本医師会から平成 16 年度学校・地域保健連携事業計画への参加計画の依頼が届いた。これは、学校保健における専門相談医のモデル事業に予算が付き、精神科、産婦人科、整形外科、皮膚科等の医師による、学校専門医派遣に参加してほしいという内容である。山口県教育委員会から計画が提出されていて、医師会会員の先生方のご協力をお願いすることになる。

目的と要求要旨は、近年の社会環境や生活様式の急激な変化にともない、精神的ストレスの増大、運動不足、生活習慣病の兆候等、児童生徒の心身の健康にさまざまな影響をもたらしている。とりわけ、心の健康問題と関連していると考えられるいじめ、保健室登校、性の逸脱行動、アレルギー疾患及び感染症等の増加・深刻化が問題となっている。このようなことから、児童生徒が一日の大半を過ごす学校生活を心身ともに健康で安全に送ることのできるよう、児童生徒のさまざまな健康問題に対応地域の専門医を学校に派遣し、日常的に心身の健康管理を行う必要がある。

学校・地域保健連携推進事業計画の詳細は、いずれ発表になる予定だが、概要は、推進協議会を設置開催して、

1. 専門家派遣の効果的な派遣方法の検討
2. 派遣者名簿（マンパワー）の作成
3. 研修会の企画
4. 成果物の作成

を行う。派遣回数は年間 100 回として、学校・教育委員会からの要請で医師会の中の「学校保健部会」（仮称）から専門家が派遣される。その他に研修事業が 3 回行われることになる。現代的な健康課題研修会、健康相談活動研修会、健康教育者スキルアップ研修会が予定として組み込まれている。それらの結果を 3 月にまとめ、子どもの心と体の健康支援のポイントと校内連携のあり方、専門家との効果的な連携のあり方、取組事例、専門機関

マップ、研修会の報告等が提出される予定である。全額、国からの予算で 3 年間は継続事業とされるが、その後も継続できるようにしたい。

大阪府医師会では時代に即した学校医活動を推進するために、自らの質の向上を図ることを目的として、大阪府医師会指定学校医制度を創設し、平成 16 年度から実施している。また、平成 16 年度学校保健委員会答申には、日医認定学校医制度の推進とその方策の中に、認定医制度の運営の将来像と具体案が書かれている。認定学校医制度（仮称）についてもぜひ検討すべきときに来ていると結んであり、早期の実現に期待したい。

## 日医 FAX ニュース

2004 年（平成 16 年）5 月 18 日 1450 号

前期高齢期の被扶養者も保険料負担

25 年の社会保障給付費 年金改革実施で 152 兆円に

株式会社による病院、特養の設置・運営の解禁を

価格一定なら偏在防止も

2004 年（平成 16 年）5 月 14 日 1449 号

国民皆保険の堅持に「粉骨碎身の努力」

DPC に多角的な評価の導入を 櫻井副会長

骨太方針 2004 の骨子案を了承

## やまぎんスーパー変動金利定期預金〈投信セット〉

株式投資信託のご購入と同時に預け入れされると、預入日から

6か月間の上乗せ利率が **年 1%**

中途解約された場合、当行所定の中途解約利率を適用します。詳しくは店頭の説明書をご覧ください。

- ・スーパー変動金利定期預金の預入金額・・・30万円以上
- ・株式投資信託の購入金額・・・・・・・・スーパー変動金利定期預金の預入額以上

あなたのドリームサポーター



平成14年4月1日現在

## 第 148 回定例代議員会 &lt; 詳報 &gt;

と き 4 月 22 日  
と ころ 県医師会館

## 小田理事

議案第 2 号から第 4 号について、一括ご説明申し上げます。

## 議案第 2 号

## 平成 16 年度山口県医師会予算について

予算全体を総括すると、収入面の会費収入は、予算の積算に用いた、医業収入の伸び率 -3.1%等を考慮し、前年度の決算見込み額とほぼ同額としている。入会金についても、ここ数年の新規開業者の増加にともない、前年度と同額にしている。

その他の収入においては国庫補助金、県費補助金等主要な収入財源については、約 10%の減額とされている。

支出面では毎年度の事務、事業の増加をみながら効率化を図りながら運営し、これにかかる予算は十分確保されている。管理費においては各種報酬や職員給与費の抑制、必要経費の見直しで支出が抑えられ、ほぼ例年通りの規模で予算確保ができていたものと考えている。

収入、支出の総額は、それぞれ 5 億 3,823 万 5 千円であり、対前年度 3,788 万 2 千円の増となっている。

この増加の主な理由は、役員退職による退職金支給のためである。

## 収入の部

大科目 の会費及び入会金収入は、2 億 7,270 万 8 千円であり、前年度に対して 539 万 7 千円の減、1.9%の減額となっている。会費収入の予算積算に用いた会員数は、2,606 名で、これを前年度と比較すると 1 号会員 11 名、2 号会員 18 名、3 号会員 20 名の増、総数で 49 名の増加となっている。

なお、議案第 3 号の内容のとおり、会費の賦課方法は前年度と同様であるが、医業所得の減少により前年度より 2.1%の減額となっている。なお、当期収入総額に対する会費収入の割合は 58%となっている。

入会金収入では、前年度の納入実績等を勘案して昨年度と同額の 2,000 万円を見込んでいる。

大科目 の補助金等収入については、7,032 万 1 千円で対前年度 46 万円の増となっている。

補助金収入は、3,563 万円で昨年度より 36 万 5 千円の増となっている。

次の委託費収入は 3,429 万 1 千円で昨年度より 31 万 9 千円の減額である。これは、県からの受託事業の委託費減額によるものである。

寄付金収入については前年度納入実績により昨年度と同額の 40 万円を計上している。

大科目 の雑収入は、3,117 万円で、対前年度 180 万円の減を計上している。

預金利子収入は 70 万円で、昨年度より減額を計上、雑収入の 3,030 万円は、主に生保、所得補償保険、グループ保険、医賠償事務手数料や会員名簿の売上、会報広告料や会報購読料等である。

大科目 の借入金収入は、会館運営協力金の拠出金、496 万円で昨年度より 304 万円の減額を計上している。

これは、会館運営資金も拠出金を財源とする必要もないことから、今年度の入会からは会館運営協力金の拠出を求めず、債務返済の準備をすることとしたためである。



小田理事

## 平成 16 年度山口県医師会予算

平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日まで

## 収入の部

## 支出の部

(単位:千円)

科 目	予算額	科 目	予算額
会費及び入会金収入	272,708	事 業 費	147,477
1 会費収入	252,708	1 組 織	14,096
2 入会金収入	20,000	2 情 報	33,627
補助金等収入	70,321	3 保 険	10,475
1 補助金収入	35,630	4 生涯教育	20,400
2 委託費収入	34,291	5 勤務医	5,405
3 寄付金収入	400	6 医事法制	9,095
雑 収 入	31,170	7 地域医療・介護保険・福祉	9,324
1 雑収入	31,170	8 地域保健	15,775
借入金収入	4,960	9 医 業	14,735
1 会館運営協力金収入	4,960	10 医政対策	1,000
特定預金取崩収入	59,877	11 公費助成制度協力費交付金	13,545
1 役員退職金引当預金取崩収入	51,475	管 理 費	243,301
2 職員退職給与引当預金取崩収入	1	1 報 酬	67,050
3 財政調整積立預金取崩収入	8,400	2 給料手当	94,186
4 会館改修積立預金取崩収入	1	3 福利厚生費	14,188
		4 旅費交通費	6,800
		5 会議費	17,627
		6 需用費	13,700
		7 備品購入費	1,000
		8 会館管理費	14,750
		9 渉外費	5,000
		10 公課並びに負担金	8,000
		11 雑費	1,000
		借入金返済支出	8,400
		1 会館運営協力金返済支出	8,400
		特定預金支出	116,480
		1 役員退職金引当預金支出	16,480
		2 職員退職給与引当預金支出	20,000
		3 財政調整積立預金支出	60,000
		4 会館改修積立預金支出	20,000
		繰入金支出	2,000
		1 医師互助会会計繰入金支出	2,000
		予 備 費	20,577
		1 予備費	20,577
当期収入合計	439,036	当期支出合計	538,235
前期繰越収支差額	99,199		
収入合計	538,235	次期繰越収支差額	0

大科目 の特定預金取崩収入は、5,987 万 7 千円となっている。

役員退職による退職金支給と、本年度 70 歳を迎えられる 1 号会員への会館建設拠出金返還のために財政調整積立預金を取崩すためである。

以上の結果、当期収入合計が 4 億 3,903 万 6 千円となり、前年度繰越金 9,919 万 9 千円を加えて、収入合計は 5 億 3,823 万 5 千円となっている。

#### 支出の部

大科目 の事業費は、1 億 4,747 万 7 千円で対前年度 7 万 3 千円の減で、昨年度とほぼ同額である。

1 の組織は、1,409 万 6 千円で、主な内訳は、表彰関係、都市医師会連絡事務費補助金、新入会員の研修会、中国・四国医師会連合関係の組織運営に関する経費等を計上している。

2 の情報は、広報と医療情報システム部門である。

広報は、2,744 万 3 千円を計上しており、主として会報編集発行や広報活動等の経費である。

医療情報システムは、618 万 4 千円を計上している。

医療情報システム委員会、都市医師会担当理事協議会開催や全国会議への参加経費はもとより、ORCA プロジェクトの推進のための経費を昨年引き続き予算計上した。

花粉情報システムでは、花粉飛散測定の実施機関に対する諸経費及び測定講習会開催経費を計上している。

3 の保険は、1,047 万 5 千円の計上となっている。

医療保険関係では、869 万 2 千円を計上して適正な保険診療の確保を図るための会員指導に要する経費を中心に計上している。

労災・自賠責関係では、労災診療の指導等に 83 万 5 千円、自賠責医療のトラブル解決に要する経費として 94 万 8 千円をそれぞれ計上している。

4 の生涯教育は、2,040 万円の計上である。県医学会総会、生涯研修セミナーや体験学習の実施、専門分科会や地域医学会への助成等、学術講演研修事業を中心としている。また、本年度から新医

師臨床研修制度がスタートするが、これにともなう指導医の養成のための研修経費を新規に計上している。

5 の勤務医は、540 万 5 千円で、勤務医部会諸活動に要する経費のほか、卒後臨床研修医等との懇談経費、勤務医名簿作成費を計上している。

6 の医事法制は、909 万 5 千円の計上である。

医事紛争対策では、紛争防止対策に 161 万 9 千円、紛争処理対策に 484 万 8 千円、診療情報提供関係では 180 万 4 千円を計上し、診療情報提供推進委員会等の諸会議の開催経費、日医の医療安全推進指導者養成事業の参加経費等を計上している。薬事対策には 78 万 8 千円を計上している。

7 の地域医療・介護保険・福祉は 932 万 4 千円の計上である。

地域医療は、550 万 4 千円で地域医療計画委員会、都市担当理事協議会等関係会議の開催など保健医療計画の推進及び救急医療並びに医療供給体制の充実・整備等のための経費である。また、県からの委託事業である在宅医療推進実地研修会経費を計上している。

介護保険は、350 万円で、介護保険制度の改善に向けた諸会議・研修会経費や、県からの委託事業の主治医研修事業の 100 万円を計上している。

8 の地域保健は 1,577 万 5 千円を計上している。

妊産婦・乳幼児保健は、115 万 8 千円で、乳幼児保健委員会、都市医師会担当理事協議会開催や、今年度も児童虐待問題への取組み経費を計上している。

学校保健は、512 万円で、都市医師会主催の学校医等講習会の助成金、学校医関係の講習会・大会参加経費などを計上している。

成人・高齢者保健は、443 万 1 千円で、健康テキスト作成などの健康教育関連諸費や健康スポーツ医学委員会及び実地研修会等の開催経費である。

予防接種広域化には、164 万 4 千円を計上している。予防接種の広域化については、昨年度からスタートしたが、接種料金の県内統一化及び広域化の対象拡大等さらなる検討に要する経費である。

産業保健は、342 万 2 千円の計上で、産業医研修カリキュラム策定等委員会、産業医研修会開催経費のほか、産業保健推進センター並びに地域産業保健センターとの連絡関係費などである。

9 の医業は、1,473 万 5 千円である。医療廃棄物対策では、医療廃棄物適正処理推進講習会の開催や、日医の感染性廃棄物安全処理推進者養成事業への参加のための経費計上をしている。医療従事者確保対策では、看護学校への運営助成費を中心に、看護問題対策検討会開催経費や看護職員等研修会に対する助成金を計上している。その他医業経営対策費、労務対策、医師会共同利用施設関係への会議費用を計上している。

10 の医政対策は前年度と同額を計上、11 の公費助成制度協力費交付金は、1,354 万 5 千円を計上しており、全額郡市医師会へ交付するものである。

大科目 の管理費は、2 億 4,330 万 1 千円であり、対前年度 21.9%の増となっている。

1 の報酬は、6,705 万円で役員報酬及び顧問弁護士、顧問会計士の報償金であり、支給額はそれぞれ前年度と同様である。

役員退職金は、5,147 万 5 千円で退職役員 9 名に支給するものである。

2 の給料手当は、9,418 万 6 千円で事務局職員に係る人件費である。昨年度は人事院並びに県人事委員会の給与勧告において、給料、賞与等が引き下げられ、本会においてもこれに準じた改正を行った。

3 の福利厚生費は、1,418 万 8 千円で、役員・委員等に係る業務遂行上の傷害保険料や職員の社会保険料の事業主負担分である。社会保険料の総報酬制導入により、職員福利厚生費が 8.2%増となっている。

5 の会議費は、前年度と比較して 98 万 3 千円の減額である。代議員会、郡市長会議、顧問会議及び理事会等諸会議に要する旅費並びに会議諸費である。

6 の需用費は、1,370 万円を計上している。消耗品費、図書費、印刷製本費、通信運搬費や事務機器リース代等の一般事務経費であるが、図書購入費等の見直しをして 6.8%の減額となっている。

8 の会館管理費は、1,475 万円で、285 万円の減額ある。これは区分所有定額負担金、営繕等負担金、光熱水費等の減額によるものである。

なお、この会館管理費は医師会独自の管理費と入居する各団体が負担する共通管理費に区分されており、それとは別に医師会単独で契約している清掃経費、空調メンテナンス料や火災保険料の諸経費などの計上である。

賃借料の 105 万円は県に支払う土地賃借料、駐車場借上料である。

10 の公課並びに負担金は固定資産税、消費税のほか各種関係団体に対する会費である。

大科目 の借入金返済支出は、会館運営協力金返済支出として 840 万円を計上している。本年度 70 歳を迎えられる第 1 号会員及び退会会員に対して拠出金を返済するためのものである。

大科目 の特定預金支出は、1 億 1,648 万円を計上している。

役員退職金引当預金支出、職員退職給与金引当預金支出、財政調整積立預金支出である。会館改修積立預金は、減価償却費で将来の会館改修に備えて単年度 2,000 万円を積み立てているものである。

大科目 の繰入金支出は、医師互助会会計への繰入金として今年は 200 万円を計上している。

大科目 の予備費は収支見込みを調整の結果、2,057 万 7 千円を計上した。

以上、当期支出合計は、5 億 3,823 万 5 千円である。

これで平成 16 年度山口県医師会予算についての説明を終わる。

### 議案第 3 号

平成 16 年度山口県医師会会費賦課徴収について

会費賦課徴収については、予算編成作業に先立ち、2 月 12 日に開催された定款等検討委員会において審議検討されたところであるが、現行通りに据え置くこととした。

なお、日本医師会会費については、昨年度より A 会員の日本医師会医師賠償責任保険料部分が 15,000 円引き上げられているのでよろしく願います。

## 議案第 4 号

平成 16 年度山口県医師会入会金について

前年度と同様の内容となっているのでよろしく  
願います。

以上で予算関連議案のご説明を申し上げたが、  
何卒よろしくご審議下さるようお願いする。

## 議案第 5 号

代議員会議決権限の委任について

三浦専務理事

収支予算の決定は、定款  
第 29 条の規定により代議  
員会の権限であるが、「会費  
の増徴を伴わない予算の補  
正」については、経理規程  
第 19 条の規定により従来  
どおり理事会の権限に委任  
していただき、これを専決  
処分により処理させていただきたい。

ご承認のほどよろしく願います。



三浦理事

## 質疑応答

「医療安全支援センター」について

藤井新也議員（宇部市）

本年 4 月 1 日より運営が開始された事業である。

本センターは、「患者・家族の苦情・心配や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により医療の安全と信頼を高めるとともに、- 中略 - 医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的」に設置され、「中立的な立場で対応する」とされている。しかし、その実態や運営方法については不明な点が多く不安感を拭えない。

そこで、以下の項目につき質問する。

1) 指針では、医療機関、地域医師会等医療関係団体など都道府県等以外の関係機関・団体と緊密な連携を図り、協力して運営する体制を構築すると明記されているが、本事業に関して県との協議や調整は行われているのであろうか。

宇部健康福祉センターに問い合わせたところ相

談窓口は開設されていたが、担当者によると「相談や苦情が寄せられても医師会へ連絡することになっていない、当該医療機関にだけ連絡する。」とのことであった。また、「対応に苦慮するような事例の場合には県の医務課へ連絡することになっている。」との回答であった。緊密な連携や協力とは、どのようなものを想定しているのか県医師会の見解をうかがいたい。



藤井議員

2) 「専門家である第三者を委員とする医療安全推進協議会」は、すでに設置されているのであろうか。委員会の構成はどうなっているのであろうか。医師会の意見が反映されるようになっているのであろうか。

3) 「本センターは、医療事故であるか否かや、責任の所在を判断するものでない」としながら、一方で指針には「医療機関への指導を実施する」あるいは「重要な事例にかかわる指導・助言」を行うとの表現がある。紛争に発展する事例が出てきた場合、本センターがどのような役割を果たすのか判然としない。医師会の医事紛争委員会との関係はどうなるのであろうか。

各郡市医師会には医療相談窓口があり、実質的な苦情相談の受け皿となっている。また医事紛争事例では県医の医事紛争対策委員会が有効に機能している。これら現行の医師会のシステムと本事業との関係や兼ね合いがよく分からない。このままでは医師会側と本センター側に同時に相談が持ち込まれた場合など、その対応に齟齬を来し問題が一層複雑で解決困難なものになることを危惧している。

吉本常任理事

「医療安全支援センター」は平成 14 年 4 月に厚生労働省の医療安全対策検討会議が総合対策の柱の 1 つとしてまとめたものである。平成 15 年 4 月 30 日付けの医政局長通知で、都道府県にセ

ンターを、保健所設置市区と二次医療圏に医療相談窓口設置するようとの指示がでた。

この指示に基づき、山口県でも平成 16 年 4 月 1 日に健康福祉部医務課内に「医療安全支援センター」が設置され、また各健康福祉センター内にも医療相談窓口が設置されたところである。なお下関保健所内には平成 16 年 1 月に相談窓口が設置済みである。

「医療安全支援センター」の目的は、藤井代議員の質問状の中にあるように、「医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関に患者・家族等の相談等の情報を提供することを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図ることを目的」とするとなっている。

センターには患者・家族からの相談等に対応するための「相談窓口」と、センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」が設置されることになっている。

相談窓口は祝日を除く月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで開設され、2 人の看護師が専任相談員として対応することになっている。また相談内容に応じて医師も対応することになる。

どのような相談が寄せられるかという点、例えば昨年 11 月にセンターを開設した広島県の場合には、開設後約 1 か月間に 173 件の相談が寄せられたそうである。

内訳は、「医療機関・医師への不満」が 66 件（38%）と最も多く、次いで「病気・けがの相談」48 件（28%）、「医療過誤などの訴え」26 件（15%）の順で、医療機関への不満と医療過誤の訴えが、相談全体の過半数を占めていたとのことである。

しかし紛争に発展するような事例をこのセンターで扱うことは、いたずらに混乱を招くだけであるという懸念は、代議員ご指摘の通りである。県医師会、郡市医師会には「診療情報提供相談窓口」が設置され、実質的には「苦情相談受付窓口」



吉本常任理事

としての活動を行ってきた。また県医師会には「医事紛争対策委員会」「診療情報提供推進委員会」「医療安全対策委員会」があり、これらの委員会はまさに「医療安全推進協議会」の業務内容を完全にカバーするものである。

そこで前任の東前常任理事の頃から、センターが設置された場合の運用について種々検討を行い、本会と県が緊密に連携して対応できる体制にしなければならないと考え、県当局に対して種々の申し入れをしてきた。

さて、代議員のご質問にお答えする。

1) の「本事業に関して県との協議や調整は行われているのか」との質問であるが、本年 2 月 12 日に県医務課地域医療班の藤井主査が来館され、4 月から発足すること、協議会への委員推薦、本会の窓口との連携について協力をお願いしたいと言って来られた。また 3 月 18 日には業務内容の詳細についての説明に県の担当者が来館されたが、その際に以下の点について確認した。

例えば看護師等の医療従業員の態度などに関する一般的な苦情相談に関しては、県から直接医療機関へ連絡する。

診療内容についての苦情や照会に関しては、医療機関に照会の上回答するなど慎重に対応する。

医療事故・医事紛争に関することについては、県はタッチしない。県医師会・郡市医師会との連携した対応により円満な解決をはかる。

2) の「医療安全推進協議会は設置されているのか。医師会の意見が反映されるようになっているのか」という質問であるが、協議会は平成 16 年 6 月に設置の方向で作業が進められているとのことである。したがって協議会委員の人選はこれから行われることになるが、県医師会にも委員の推薦依頼が来ることになっている。

3) の「紛争に発展する事例が出てきた場合、本センターがどのような役割を果たすのか」という質問であるが、医療安全支援センターは、あくまでも中立的な立場から、患者・家族と医療関係者・医療機関の信頼関係の構築を目的とし、医療

事故であるかどうか、責任の所在がどちらにあるか等の判断はせず、患者・家族及び医療機関の問題解決に向けた取り組みについて、中立的な立場から支援するというスタンスを取るとのことである。紛争に発展するような事例の相談については直接関与せず、「当該医療機関や、郡市医師会あるいは県医師会の相談窓口にご相談してはいかがか。」と回答することになっている。このことについては、今後も県と連絡を取り合って適切に対処していきたいと考えている。

#### 藤井議員

一つ確認したいが、協議会等では具体的にどのような協議が行われるのだろうか。

また、「医療機関への指導」という文言がでていますが、言葉通りの「指導」ではないと考えてよいだろうか。

#### 吉本常任理事

まだ、どのような協議を行うかということは現段階では具体的に決まっていないが、相談内容等のとりまとめが行われることと、対応に苦慮した事例・対応に問題があった事例等については、協議会に上げ、以後の取り組みに反映させることとなっている。先生が懸念されているのは、医事紛争の事例をここで検討するのではないかということだと思われるが、そのようなことは行わない。

また、「指導」について、県に確認をしたところ、行政用語のようなもので、文言として掲げているが、実質的な意味はないと理解してほしいとのことであった。

実際には、看護師・従業員に対する苦情が持ち込まれたときに、しっかり対処してほしいといった程度の意味である。

#### 小児救急電話相談事業について

##### 田中駿議員（宇部市）

この件に関しては、現在、県と県医師会及び県小児科医会において協議されており、ほぼその実施が決定しているという。

本事業の実施主体の県は県医師会に業務委託し、県医師会から県小児科医会に実際の対応を付託することになっている。小児科医会での協議で



田中議員

は、本事業の引受けに対して、反対もしくは消極的意見が大多数であったと聞いている。それにもかかわらず実行することに決まったのは、県医師会及び県小児科医会の執行部の保健行政に対する政策的配慮からであると

説明を受けており、それをここで敢えて取り上げることにはしない。

本事業の実施計画では、県下医療圏のうち、休日夜間診療所を開設している市が候補となり、当面周南市、宇部市、下関市の3か所でパイロット的に行う予定である。それぞれの救急診療所に専用電話を設置し、専属の看護師を配置して対応にあたる計画である。看護師で対応できないケースに関しては、当日出務している救急当番医に交替する手順だという。その運用にあたって、数々の疑問や不安が実際に担当する各地区の小児科医から挙がっている。また、休日診療所を開設している市の関係者からは、県の担当者の話のおろし方に対する強い不信感を聞かされる。

そのような状況にある本事業であるが、本日は上記のこと以外に2点ほど質問したい。

- 1) 本事業は各地の休日夜間救急診療所の施設を利用して行われる予定であるが、救急診療に関しては各地の市と地区医師会が業務委託契約を交わして実施しているものである。したがって、救急診療所の施設を使用するにあたっては、当該市は無論のこと、当該郡市医師会に対しても、説明や依頼がなされるべきと思われる。現在に至るまで、県からも県医師会からも地区医師会に対しなんらコンタクトがない理由をお聞きしたい。
- 2) 上述のように各地の救急診療は当該する市と地区医師会との契約により行われている。したがって、当番として出務している医師は市との契約のもとに勤務しているものである。そこへ、同所において本事業に対しても対応するということになると、専属の看護師はともかく、当番の医師はいわゆる二重契約とい

うことになるが、問題はないのか見解をお聞きしたい。

#### 佐々木常任理事

平素より地区医師会の先生方には救急医療に関し多大なご協力を賜り、感謝申し上げます。まず、1つ目の「コンタクトが遅れた理由」に関し、回答する。

県の予算が決まった3月の段階で県小児科医会の役員の方と具体的な打ち合わせに入った。ご指摘の通り当初より小児科医会ではこの事業の引き受けに対し、相当な反対や消極的な意見があったが、砂川会長はじめ役員の方の先生方のご尽力により4月15日の小児科医会理事役員会において事業の実施が承認されたところであり、これを受け、県は下関・宇部・周南の3市及び県医師会、郡市医師会と今後協議し、詳細を決定することとしている。現在の案は、実施主体を山口県とし、山口県医師会が受託し、下関市・宇部市・徳山の各医師会に再委託する。また山口県小児科医会のご協力により円滑な事業の推進に努めることになっている。

以上のような事情により、やむを得なかったことをご理解願いたい。

この機会を利用し、小児救急電話相談事業について概要をご説明させていただく。

この事業は国の救急医療推進事業のひとつとして今年度より全国47都道府県で実施されるもので、目的は（救急外来受診の）必要性が乏しいと思われる時間外受診の抑制、保護者の不安の軽減、夜間における小児科医の負担軽減である。

平成16年7月より毎日午後7時から午後10時まで、下関、周南、宇部の夜間急病診療所のうち1か所で、電話は専用固定式とし、専属の看護師が電話相談に応じる。対応困難な事例については急病診療所に出務している小児科医に対応していただく。担当する曜日は周南が月・金・土、宇部が火・水、下関が木曜日と日祭日である。

現在電話相談対応マニュアルを県小児科医会で作成中であり、6月27日（日）には県医師会で相談スタッフの研修会を開くことにしている。

また、平成16年7月～9月の3か月間パイロットスタディを実施した後、10月に県医師会で

小児救急医療対策協議会を開催し、問題点等を検証する予定である。

2つ目の質問「二重契約」については県医務課に確認したところ「両者とも委託契約であり、民法上の雇用契約と異なり、二重契約にあたらぬ」との回答を得ている。

最後に、この事業を円滑に進めていくには下関、宇部、徳山の地区医師会及び小児科医会のご協力を必要とする。ぜひよろしくようお願い申し上げます。

田中議員 2点目の二重契約にあたらぬということは理解できた。ところで、もし電話相談での対応に問題等がありトラブルになったときは、県と市のどちらの責任になるのでしょうか。

佐々木常任理事 相談事業において何らかのトラブルになり医療事故等につながる可能性も考慮し、事業を委託した県医で損害賠償責任保険契約を完了しておく等の対策を講じておく。

田中議員 医師が直接保険契約をしていなくても、事業主体が契約した保険が適用されるということではよろしいか。

佐々木常任理事 その通りである。

#### 予防保健協会の事業について

中島洋議員（下関市）

予防保健協会の理事長は、県医師会の会長が兼務されている。当協会は検診事業に積極的に取り組んでおられ、公的事业として過疎地等にも行われているが、現在は利益事業としての活動と思われる。

下関市医師会でも検診事業を行っているが、予防保健協会が下関にも進出し、かなりの競合



佐々木常任理事



中島議員

が行われている。お互いの努力は当然であるが、公的事業である予防保健協会がそこまで行わなければならないのか、会員の利益を損なうことまでされる必要があるのかと感ずる。

会長が、協会理事長を兼務されているので、どのようにお考えかお聞きしたい。

藤原会長

この問題については、私も同じように受け止めている。今回、執行部が新たになり、これに対処するための膨大な処理を行うことができず、従来の通り引き継ぐ形となった。

しかし、予防保健協会執行部に医師会執行部が介入する必要があるかという見直しは、今後しっかり行い、取り組んでいきたい。



藤原会長

伊藤議長、質疑を打ち切

り、議案第 1 号から第 5 号議案について一括して諮り、挙手全員によって可決された。

以上をもって、代議員会に付議された議案の審議がすべて終了した。

## 傍聴印象記

編集委員 川野 豊一

平成 16 年 4 月 22 日第 148 回山口県医師会定例代議員会を傍聴した。会議の内容については別に詳細に記載されているので、そちらをご覧願う。

新聞や TV のニュースによると日本の景気は上向いているそうであるが、なかなかそうは感じられない一般庶民としては、自分の健康や退職後の生活を支えてくれる医療保険、介護保険や年金制度などの社会保障全般が気になって困るのである。5 月 11 日午後、渦中の年金法案が衆議院で可決され、6 月上旬にも成立するそうである。閣僚や野党党首の年金未払い問題とそれともなう辞任騒動で騒がしかっただけで本質的な議論がなされていないと感じる。3 党合意に盛り込まれた社会保障全般を見直す野党協議会と、衆参両院の小委員会は 5 月中にも発足する予定だそうであるが、これは年金制度の抜本改革に積極的な姿勢を強調し、国民に負担増を強いる年金法案に対する世

論の強い批判を和らげるためだけの措置だと思えるが、考え過ぎであろうか。

このように日本の社会保障制度が大きな転換点を迎えている今、医師会として一般の人々に対してさまざまな手段で医療や医師会の情報を発信するだけでなく、医療の受け手からのニーズを積極的に取り入れ、医療のプロフェッショナルとしてリーダーシップを発揮しなければと考える。このためには、双方向での情報のやり取りがさまざまな手段で行えるよう、これまで以上に努力していかなければならないと思う。



## 理事会

## 第 2 回

5 月 13 日 午後 5 時～7 時 25 分

藤原会長、上田・木下副会長、三浦専務理事、  
吉本・濱本・佐々木・西村各常任理事  
井上・正木・小田・湧田・萬・杉山・弘山・加藤・  
田中各理事、青柳・山本各監事

## 議決事項

- 1 県医師会費の減免について  
減免申請 96 件につき協議を行い、95 件を承認。
- 2 山口県医師会総会について  
6 月 13 日（スターピア下松）開催の総会運営  
について協議。

## 協議事項

- 1 本会顧問弁護士の委嘱について  
平岡弁護士の後任として、野村雅之弁護士（宇  
部：野村雅之法律事務所）の推薦をうけた。
- 2 卒後臨床研修制度にともなう研修医への対応  
について  
郡市医師会と県医師会の加入促進と、研修期間  
中の安全対策として賠償責任保険の加入が望まれ  
ることから、その取り扱いにつき協議。
- 3 郡市医師会長会議について  
議事運営につき協議。
- 4 会員の表彰について  
山口県医師会総会における表彰者について協  
議。
- 5 山口県救急医療功労者知事表彰の推薦について  
救急医療体制の整備に対する貢献・普及に関す  
る貢献が顕著な個人及び団体を対象に知事表彰が  
行われることにつき、推薦を依頼された。長門市

医師会を推薦することに決定。

- 6 健康福祉部への質問・要望について  
協議事項について検討。
- 7 バリアフリー化推進功労者表彰候補の推薦に  
ついて  
健康福祉部より推薦依頼があったため、各郡市  
医師会にうかがうこととした。
- 8 生涯現役社会産学公推進協議会への参画につ  
いて  
生涯現役社会づくりに向けた産学公連携による  
普及啓発・環境作りを事業主体とする協議会にお  
いて、県医の参画を要請された。承認。
- 9 産業保健相談員（特別相談員）の委嘱依頼に  
ついて  
県内 9 か所の産業保健推進センターにおける  
特別相談員を委嘱するので承認の依頼があった。
- 10 臨床治験対策委員について  
執行部の担当の見直しを行った。

## 人事事項

- 1 蜂刺災害未然防止研修会における講師依頼  
林材業労災防止協会において、林業事業体及び  
現場作業者等を対象に研修会が開催されるため、  
講師派遣の依頼を受けた。後日、担当者より決定  
することとした。

## 報告事項

- 1 産業保健推進センター連絡会議（4 月 12 日）  
平成 16 年度山口産業保険推進センター事業計  
画の説明が行われ、医師会との連携について要望  
を受けた。（浜本）
- 2 医事紛争対策委員会（4 月 15 日）、医事紛争  
対策小委員会（5 月 10 日）  
4 件につき協議。（吉本）

- 3 労災保険指定医部会理事会(4月15日)  
平成16年度総会について、要望のとりまとめを行い、規則の一部改正等につき協議を行った。  
また、労災保険が医療保険に準じて運用される現状をうけて、発展的解消を促す声も挙がったが、存続とした。(正木)
- 4 山口県毒物劇物危害防止対策協議会(4月23日)  
毒物劇物事故発生状況について報告が行われた。その他、予防対策実施結果・予防実施計画について協議が行われた。(事務局)
- 5 学校心臓検診精密検査医療機関研修会、学校心臓検診検討委員会(4月25日)  
精密検査受診表の記入の要領について講演が行われた。質疑では、胸の写真は必要ないのではないかとの意見が交わされ、今後マニュアルの検討を行うこととした。(杉山)
- 6 介護保険関係団体連絡協議会役員会・総会(4月27日)  
事業報告・計画の他、介護保険制度の円滑な推進について協議。(佐々木)
- 7 山口県障害者スポーツ協会理事会(4月27日)  
山口県障害者水泳・陸上競技大会実行委員会(5月6日)  
協会は、2011年山口国体時、全国障害者大会の実施に向け、体制整備の取り組みを開始した。  
また、大会時のスポーツドクターの協力を要請された。(佐々木)
- 8 卒後臨床研修医との懇談会(4月28日)  
山口県医師会の事業として、情報・医事法制・保険・医業・生涯教育等についてオリエンテーションを行った。(三浦)
- 9 山口地方社会保険医療協議会(4月28日)  
新規2件。組織変更12件。(藤原)
- 10 健康教育委員会(5月6日)  
平成16年度健康教育テキスト「前立腺肥大・前立腺癌」の作成を委員で行うこととした。(浜本)
- 11 編集委員会(5月6日)  
6月萩地区・8月周南地区での二次医療圏座談会開催について協議。また、各地区における研修会情報を医師会ホームページに掲載するよう検討。(吉本)
- 12 裁定委員会(5月6日)  
委員長・副委員長の互選、母体保護法指定医不服審査委員の選任を行った。(三浦)
- 13 生涯研修セミナー(5月9日)  
山口県医師会報5月21日号参照。(三浦)
- 14 霜仁会総会(5月9日)  
会長出席。(藤原)
- 15 都道府県医師会長会議(5月11日)  
中医協・診療報酬改定に対する日医の考え方・准看養成・禁煙指導・ORCAプロジェクト・テレビ会議等につき協議。  
社会保障の縮小が進められる中、国民の医療を守る立場から市場原理に基づく医療改革には異を唱える等、植松新会長より挨拶が行われた。(藤原)
- 16 山口県献血推進協議会(5月11日)  
山口県では献血者・献血量が減少しているが、血液製剤の使用適正化が進み、円滑に業務は行われているとのこと。  
平成16年度献血推進計画として、献血推進ポスター・作文募集・感謝状受賞者の選定等が説明された。(佐々木)
- 17 不妊治療費助成制度について  
本号「お知らせ・ご案内」記事参照。(浜本)
- 18 導実施状況について  
平成16年度は特定共同指導2回(6月)、個別指導7回(7月～12月)が開催される。(西村)
- 19 会員の入退会異動報告

### 互助会理事会 第 2 回

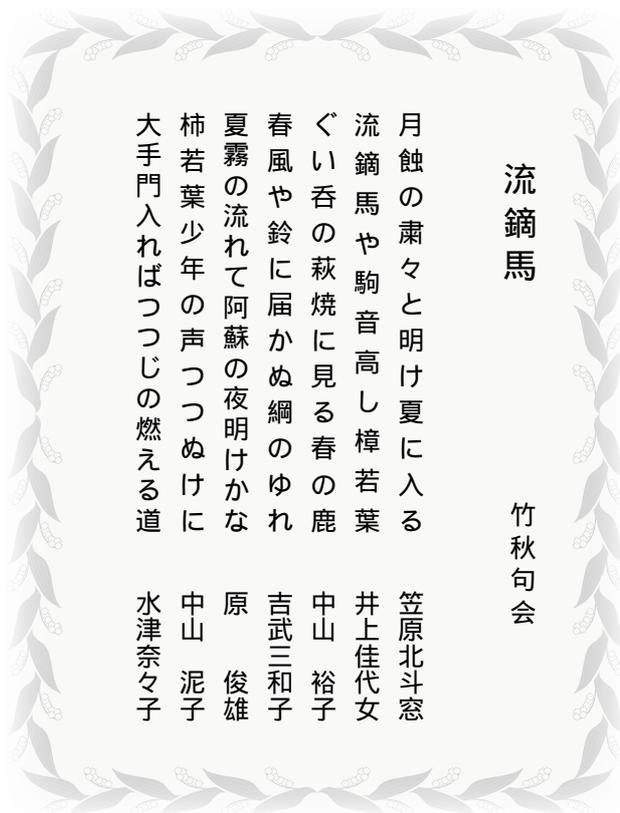
- 1 第 1 回支部長会の提出議題について  
平成 15 年度事業報告・決算を議題とすることに決定。
- 2 会費の免除について  
3 件申請、承認。
- 3 傷病見舞金支給申請について  
1 件申請、承認。

### 医師国保理事会 第 1 回

- 1 保険料減額免除について  
57 件申請、承認。
- 2 全医連代表者会について (4 月 22 日)  
事業計画・会費及び徴収・歳入歳出予算について協議。また、「医療保険制度改革について」と題した講演が行われた。(田中)
- 3 傷病手当金の支給について  
1 件申請、承認。

### 母体保護法指定審査委員会

母体保護法による指定申請 1 件、承認。



謹 弔

光山 幸助 氏 防府医師会  
5 月 19 日、逝去されました。享年 80 歳。  
つつしんで哀悼の意を表します。

経口用セフェム系製剤



**セフゾン**® 細粒小児用  
カプセル 100mg / 50mg

CFDN

セフジニルカプセル, セフジニル散 指定医薬品・要指示医薬品<sup>注)</sup>  
Cefzon® (略号: CFDN)

**Fujisawa**

発売元 資料請求先  
**藤沢薬品工業株式会社**  
大阪市中央区道修町3-4-7 〒541-8514

製造元  
**富山フジサワ株式会社**  
富山市興人町2番178号

作成年月2003年11月

●効能・効果、用法・用量、禁忌を含む使用上の注意等につきましては、製品添付文書をご参照下さい。

## 平成 16 年度春季県ドクターズテニス大会

[ 記 : 山口市医師会テニス同好会世話人 本永 逸哉 ]

平成 16 年度県ドクターズテニス大会が山口市医師会テニス同好会の引き受けで 5 月 9 日 ( 日 ) にサングリーンテニスクラブで行われました。

前夜は、" 藤原県医師会会長を励ます会 " で赤川悦夫先生とともに発起人の 1 人として務めました。この会は、ほとんど赤川先生と山校 68 期の仲間がお世話をされましたので、私は、ただ顔を連ねるだけでした。翌日の天気予報は 80% 以上雨でしたので、インドア 2 面で試合を組まなければと覚悟していたのですが、朝になると奇跡的に雨が上がり、8 時半にテニスコートに行ってみると外のコートが使用できる状態でした。日頃のテニス仲間の行いが良かったおかげと感謝、感謝の思いでした。

試合形式は、すべて赤川先生にお願いし、A チーム 4 ペア、B チーム 3 ペア、ミックスチーム 6 ペアに分かれ、ミックスチームは、3 ペア 2 組に分かれてそれぞれリーグ戦を行い、B チーム、ミックスチーム 2 組の 1 位どうし、2 位どうし及び 3 位どうしでリーグ戦を行いました。結果は、別表

### 1 位グループ

No.	名前所属	1	2	3	勝-敗	得G率	順位
1	野村 ( 宇部 ) 森田 ( 宇部 )	△	2-6	6-0	1-1	0.571	2
2	本永 ( 山口 ) 柏木 ( 徳山 )	6-2	△	6-1	2-0	0.800	1
3	池田 ( 宇部 ) 小泉 ( 山口 )	0-6	1-6	△	0-2	0.077	3

### 2 位グループ

No.	名前所属	1	2	3	勝-敗	得G率	順位
1	安保 ( 山口 ) 湧田 ( 宇部 )	△	6-3	6-3	2-0	0.667	1
2	尾中 ( 徳山 ) 百名 ( 下関 )	3-6	△	4-6	0-2	0.368	3
3	横山 ( 徳山 ) 古谷 ( 下関 )	3-6	6-4	△	1-1	0.474	2

### 3 位グループ

No.	名前所属	1	2	3	勝-敗	得G率	順位
1	神田 ( 下関 ) 樋口 ( 宇部 )	△	6-1	4-6	1-1	0.588	1
2	林 ( 山口 ) 根来 ( 山口 )	1-6	△	6-3	1-1	0.438	3
3	野村 ( 下関 ) 上田 ( 山口 )	6-4	3-6	△	1-1	0.474	2

の通りです。私は、パートナーに恵まれて、ミックスダブルスで優勝できました。世話人が優勝するのはけしからんという話も聞こえましたが、くじ運の問題ということで通しました。

懇親会は、ホテルニュータナカで 3 時より行いました。初めて出場された先生などの自己紹介などをしていただき、成績発表、賞品の授与及びコメントを話して貰ったりして、宴は盛り上がり、次期引き受けの下関の先生に中締めをして貰いましたが、その後もほとんどの先生が席を立たず、結局 5 時過ぎまで飲み続け、これでお終いですと声をかけて、やっと宴を終了しました。それだけ、楽しく過ごしていただいたと思っています。

テニス仲間の皆様、ご協力ありがとうございました。

### A 級

No.	名前所属	1	2	3	4	勝-敗	得G率	順位
1	藤田 ( 下関 ) 赤川 ( 山口 )	△	3-6	6-0	6-3	2-1	0.625	2
2	森田 ( 宇部 ) 佐藤 ( 下関 )	6-3	△	6-4	6-2	3-0	0.667	1
3	百名 ( 下関 ) 藤山 ( 山口 )	0-6	4-6	△	6-2	1-2	0.417	3
4	宇野 ( 徳山 ) 鈴木 ( 山口 )	3-6	2-6	2-6	△	0-3	0.280	4

### B 級

No.	名前所属	1	2	3	勝-敗	得G率	順位
1	野村 ( 下関 ) 上田 ( 山口 )	△	2-6	2-6	0-2	0.250	3
2	池田 ( 宇部 ) 小泉 ( 山口 )	6-2	△	6-3	2-0	0.706	1
3	横山 ( 徳山 ) 古谷 ( 下関 )	6-2	3-6	△	1-1	0.529	2

### ミックス A

No.	名前所属	1	2	3	勝-敗	得G率	順位
1	安保 ( 山口 ) 湧田 ( 宇部 )	△	6-2	2-6	1-1	0.500	2
2	神田 ( 下関 ) 樋口 ( 宇部 )	2-6	△	3-6	0-2	0.294	3
3	野村 ( 宇部 ) 森田 ( 宇部 )	6-2	6-3	△	2-0	0.706	1

### ミックス B

No.	名前所属	1	2	3	勝-敗	得G率	順位
1	尾中 ( 徳山 ) 百名 ( 下関 )	△	6-5	4-6	1-1	0.476	2
2	林 ( 山口 ) 根来 ( 山口 )	5-6	△	2-6	0-2	0.368	3
3	本永 ( 山口 ) 柏木 ( 徳山 )	6-4	6-2	△	2-0	0.667	1

# 勤務医部会

## 女医のすすめ

三田尻病院

住田 厚子

医者になって早 14 年目。女医の数が相当増えている昨今であるが、私が研修医の頃も既に入局者 14 人中 5 人が女という割合で、女医の立場や環境がずいぶん良くなっていた。教授も誉め上手な方なので、"わが女性陣はがんばるなあ"とか、院生の頃には化粧もせず夜遅くまで実験をしているわれわれに"女性が多いと華やかでいいねえ"とねぎらってくださったものだ。この背景には、男性陣に負けないで仕事に情熱を傾けてこられた先輩女医の方々の存在があるのはいまでもない。

私の研修医時代のオーブンであり、今ももっとも尊敬している K 先生は、仕事や研究・教育にとっても熱心であるだけでなく、患者さんのことを本当に大切にされる先生である。肝癌専門なので末期の患者さんも多かったが、医者としては"ターミナルケア"と称してついつい手を引きやすくなる場合でも、足繁く通われて"安心"を与えておられた。研修医の頃、夜中に担当の患者さんの吐血の知らせが来て、私も飛んでいったつもりだったが、既に内視鏡をはじめておられた。私が眼にコンタクトを入れ髪を結んでいた間に、あのいつもきれいな方が、眼鏡姿で噴き出す血液と格闘しておられたのだ。居合わせた当直の Dr が、私に"これがプロの姿だ"と一言言われたのが忘れられない。思えばその頃の K 先生はまだ 8 年目くらいで、今の私よりずいぶん若かったが、いまだにとっても追いつけていない気がする。

今、私はこの原稿を、最近できたばかりの近所の公園で子供 2 人を遊ばせながら書いている。"ゴールデンウィークの宿題に"と渡されたのだが、遊び盛りの男の子 2 人と格闘していると、休日もなかなか落ち着いて作文をする暇がない。

書いている間もお兄ちゃんに押されてこけたのだ、おやつをくれたのいろいろと申し立ててくる。が、休日にこうやって子供と遊べること自体が、とても幸せなことなのだろうと思う。

現在勤務している三田尻病院では、10 数人いる常勤医の約半数が女性である。先輩方は、女性の立場がまだ厳しい頃より苦勞して仕事と家庭を両立してこられており、姑に家事の大半をやってもらっている私などは、恥ずかしくて"両立"などとはとても言えない。が、それでも親の負担の少ない保育園と違い、学校にはいると参観や催しも多くなり、目を通すプリントや手作りしないといけないものも増えてきた。これが弁当作りだの役員だの受験だのと発展していくのかと思うと("そのくらいのことで!"と叱られるかもしれないが)少し引いてしまうのが、家族にとって自分は唯一の存在であることを実感し、頑張らねばと思う。女医の中にはやむを得ず辞める人やパートに変わる人もおられるが、家庭の事情もあるので仕方がないと思う。が、医師として本当はもっと力を発揮したいし、学会・研究会に参加したいし、急変時に飛んでいきたいと思う気持ちは変わらないと思う。出産前後の環境や子供の預け場所がもっと整えられ、家族をとるか仕事をとるかといった選択をしないですめば...優秀な女医さんたちがもっと現場に戻ってきてくれるのではないかなと思う。"女で大丈夫?"と言われたこともあるが、"女の先生で良かった"と言ってくれる患者さんたちもたくさんいるのだから。

K 先生は今も私が困って電話すると親切に力になってくださり、"頑張っているね"と励ましてくださる。一生かかっても追いつけそうにない。

## 学術講演会

と き 平成 16 年 6 月 3 日 (木) 午後 7 時 15 分  
 ところ ホテルサンルート徳山 3F 「銀河の間」  
 演 題 「エビデンスに基づいた上気道感染症の治療」  
 和歌山県立医科大学耳鼻咽喉科・頭頸部外科教授 山中 昇

と き 平成 16 年 6 月 10 日 (木) 午後 7 時  
 ところ ホテルサンルート徳山 3F 「銀河の間」  
 演 題 「動脈硬化性疾患の新たな治療戦略 - 新規 ARB がもたらすもの -」  
 九州大学大学院循環器内科学講師 江頭 健輔

と き 平成 16 年 6 月 24 日 (木) 午後 7 時  
 ところ ホテルサンルート徳山 3F 「銀河の間」  
 演 題 「メタボリックシンドロームとしての高尿酸血症：その病態とガイドラインに基づく治療」  
 鳥取大学大学院医学系研究科再生医療学分野教授 久留 一郎

取得単位：日本医師会生涯教育制度 5 単位  
 参加費：不要

主催：徳山医師会

## 学術講演会

と き 平成 16 年 6 月 18 日 (金) 午後 7 時  
 ところ 美祢グランドホテル 「凜紅の間」  
 美祢市大嶺町東分 270-1 TEL:0837-53-1771  
 演 題 「気管支喘息治療の最前線」  
 広島アレルギー呼吸器クリニック院長 保澤 総一郎

取得単位：日本医師会生涯教育制度 5 単位  
 講演会終了後、情報交換の場をご用意しています。

共催：美祢市医師会・美祢郡医師会・美祢薬剤師会

## うつ病治療セミナー

と き 平成 16 年 6 月 5 日 (土) 午後 3 時 10 分～5 時  
 ところ 山口県総合保健会館 第一研修室 (車でお越しの方は臨時駐車場をご利用ください)

特別講演 「ストレスとうつ病：その脳内メカニズムと治療」  
 広島大学大学院医歯薬学総合研究所精神神経医科学教授 山脇 成人

取得単位：日本医師会生涯教育制度 5 単位  
 日本医師会認定産業医制度 基礎研修 (後期) 1.5 単位  
 生涯研修 (専門) 1.5 単位

共催：山口市医師会・吉南医師会・宇部市医師会・小野田市医師会  
 後援：山口県医師会・山口県薬剤師会

お知らせ・ご案内

## 山口県小児救急医療電話相談事業研修会

と き 平成 16 年 6 月 27 日 (日) 13:25 ~ 15:00  
 と ころ 山口県医師会館 6 階会議室 (山口県総合保健会館内)

13:00 ~ 受付  
 13:25 ~ 開会  
 13:25 ~ 挨拶 山口県小児科医会副会長 金原 洋治

13:30 ~ 14:00  
 小児救急医療電話相談指導マニュアルの説明 山口県小児科医会理事 富田 茂

14:00 ~ 15:00  
 「こども救急電話相談」の持つ意味 ~大分県小児科医会試行報告より~  
 大分県小児科医会会長 東保 裕の介

15:00 閉会

## 産業医学振興財団 産業医学専門講習会 (大阪会場)

と き 平成 16 年 7 月 17 日 (土) ~ 19 日 (月) -3 日間-  
 と ころ 大阪市立大学医学部 (大阪市阿倍野区旭町 1-4-3)  
 受講料 30,000 円 (3 日間。テキスト、資料代を含む)  
 対 象 日本医師会認定産業医等  
 定 員 200 名

取得単位:生涯研修 20 単位 (更新 2.5 単位、実地 4.5 単位、専門 13 単位)  
 基礎研修の単位は取得できません。

申込方法:6 月 20 日 (日) までに財団指定の申込書によりお申込みください。

その他 開催要領、申込書が必要な方は県医師会までご連絡ください。  
 詳細については産業医学振興財団にお問い合わせください。

【お問合わせ先】 産業医学振興財団

〒 107-0052 東京都港区赤坂 2-5-1 東邦ビル 3 階  
 TEL:03-3584-5421 FAX:03-3584-5424



病医院のニーズにあった医事業務の提供

(株) ニチイ学館

徳山支店 ☎0834-31-8030

〒 745-0036 周南市本町 1-3 大同生命徳山ビル 4 階

↓  
 日常業務 (総合案内・料金計算・初診・入院受付等)  
 保険請求事務 (レセプト作成・集計・点検・総括)  
 コンピュータ関連業務 (オペレータ等)  
 医事コンサルティング (職員教育、指導等)  
 ヘルスケア事業 (介護サービス・ヘルスケア用品販売)

本社 〒 101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9 全国 12 支社 82 支店

お知らせ・ご案内

## 不妊治療費助成制度

「証明書記載に係る文書料は、無料扱い」にご協力を

山口県では、次世代育成支援の一環として、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進するため、不妊治療費の一部を助成する制度が創設されました。

当該制度の概要は、下記のとおりですが、具体的には、一般及び特定不妊治療費助成事業の申請者は、医療機関が記載する証明書（下記資料）を添付することとなっております。

この度、山口県より、事業の円滑な促進を図るために、助成制度に必要な証明書に係る文書料について無料扱いの協力依頼がありました。

当医師会において、協議の結果、文書料は無料扱いで協力することといたしましたので、本助成制度が開始されます、本年 6 月以降に、患者さんが本証明書を持参された場合は、文書料は無料扱いとすることについて、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 記

区分	一般不妊治療費 (単県制度)	特定不妊治療費 (国庫補助制度)
対象となる医療	保険適用の不妊治療 例) タイミング法・排卵誘発法 診断のための検査や治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む	体外受精・顕微授精(保険適用外)
対象経費	治療費(自己負担分)	治療費(全額)
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夫又は妻が医療保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者</li> <li>・ 県内に居住し、不妊症治療を受けている戸籍上の夫婦</li> <li>・ 夫及び妻の前年の所得の合計額が 650 万円未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内に居住する戸籍上の夫婦</li> <li>・ 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された者</li> <li>・ 夫及び妻の前年の所得の合計額が 650 万円未満の者</li> </ul>
実施医療施設	産婦人科、泌尿器科を標榜している医療機関	日本産科婦人科学会見解に基づく諸登録施設のうち、県が指定する医療機関
夫婦への助成額 (費用負担割合)	1 年度あたり 3 万円以内 (市町村 1/2、県 1/2)	1 年度あたり 10 万円以内 (県 1/2、国 1/2)
助成期間	通算 2 年	通算 2 年
事業実施主体	市町村	県
申請受付窓口	市町村	市町村(県へ進達)
支払方法	償還払い	償還払い
助成要件	平成 16 年 4 月 1 日以降の不妊治療	平成 16 年 4 月 1 日以降の不妊治療

### 資料

# SANYO

人と地球が大好きです



## 世の中、IT化って いってますけど？

医療IT化。

しかしIT化にはコストがかかる、使いこなせるか心配、そんな大袈裟な事  
うちでは不要などさまざまな声もお聞きします。

そこで登場したのが新次元・新発想マシン—ニューヴェエクシードです。

ニューヴェエクシードは「医事を超え飛躍する」というコンセプトから開発  
された診療所用コンピュータです。レセコンとしてのハイポテンシャルな  
機能はもちろん、ドクター支援機能で、電子カルテライクなユーティリティで  
手軽なIT化の環境をご提供します。

Linux

患者データ5年間保存

レセプト電算処理システム標準搭載\*

ミラーリング機能

USBハードディスク装置対応

UPS対応

**Dr.支援**

紹介状発行業務  
処方入力業務  
**オプション**



## NEWVE EXCEED

[ニューヴェ エクシード]

診療所用コンピュータ

\*レセプト電算処理システムの導入費用は別途必要となります。

### medicom

**三洋電機株式会社**  
 コマーシャル企業グループ コマーシャル営業本部  
 メディコムビジネスユニット  
 〒110-0015 東京都台東区東上野1-14-4 上野三和ビル4階  
 電話 (03)5816-3300 (代表)

●お問合せ  
**西部営業部 近畿営業所**  
 〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島5-5-15 新大阪セントラルタワー 南館10F  
 電話(06)6889-3410(直通) FAX(06)6889-3422